

◎新潟県告示第601号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区の定款の変更を令和8年6月23日認可した。

令和8年7月3日

新潟県新発田地域振興局長